

第4章 自転車ネットワーク形成へのアプローチ

(1) 短中期整備について

自転車ネットワークの形成による安全・安心で快適な利用環境の創出には、自転車利用者はもとより全道路利用者の理解が不可欠です。

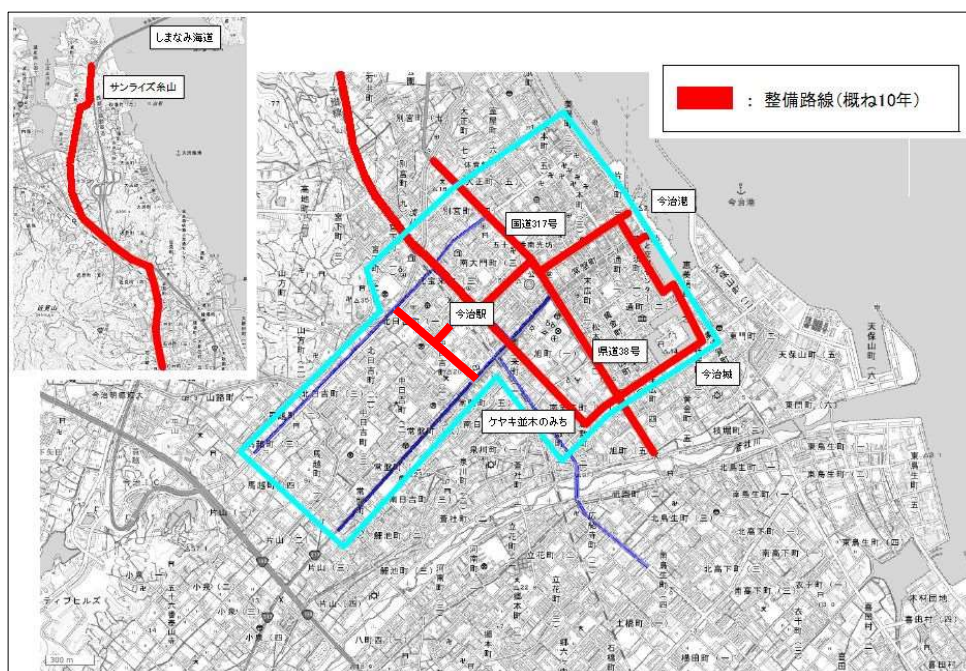
しかし、自転車の歩道通行可の交通規制が長年続いてきたことから、逆走率の高さに現れているように、「自転車は車両、車道、左側通行」というルールが浸透していないのも事実で、自転車道などの整備による規制を伴う急激な利用環境の転換が、横断事故の増加などにつながってしまうこと等が懸念されます。

このため、優先的計画策定エリア内のネットワーク路線等を完成形態で整備する前に、車道に、自転車が通行する空間であることを明示するための路面表示（矢羽根型路面表示やピクトグラム）を設置し、自転車歩道通行可規制との併用による車道混在という形の暫定形態での整備を行うことにより、自転車は車両であるという原則の周知や、これに伴う交通ルール遵守意識の醸成を図ってまいりました。



車道混在の事例

また、令和4年度より、市道北宝来近見線において道路空間の再分配による自転車専用通行帯の整備に着手しております。全体のネットワーク形成には多くの期間を要することから、短中期（概ね10年）の整備するネットワーク路線を提示し、ガイドラインに準拠した本計画で創出しようとしている自転車通行空間を、多くの皆さんに認知していただけるよう取り組みます。



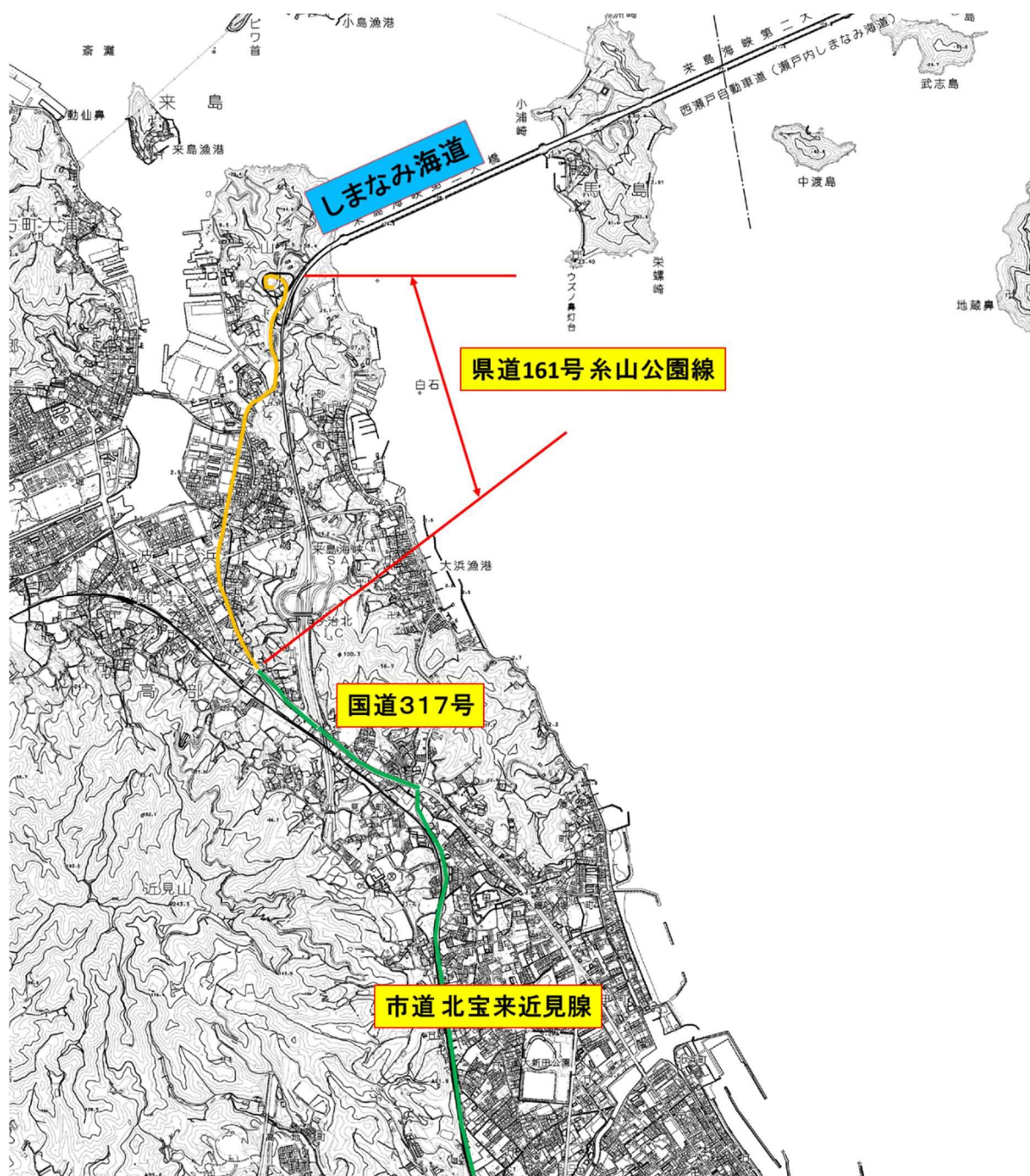
短中期に整備するネットワーク路線箇所図

※ただし、関係機関との協議等により、状況に応じた暫定形態整備の追加など、整備の範囲や事業期間についても適宜変更される場合があります。

◆主な施策 1

しまなみ海道はサイクリストの聖地として認知度が向上しており、国内はもとより海外からも多くの方が今治市を訪れ、しまなみ海道と今治駅を中心とした市街地を自転車で往復しています。

市道北宝来近見線や国道317号の自転車通行空間の整備に合わせて、県道161号糸山公園線においても自転車利用環境をさらに向上させることにより、しまなみ海道から中心市街地までの区間において事故抑止とともに快適性の創出に取り組んでいきます。



◆主な施策 2

今治市では、中心市街地の魅力向上に向けて、「今治市中心市街地グランドデザイン（まちづくり基本計画）」の策定を進めており、歩行者、自転車、公共交通、自家用車、新モビリティの移動経路・役割・連携を検討し、移動しやすく、ウォークブルな都市の実現を目指します。

また、「サイクルシティから発信する健康と賑わいあふれるまちづくり」を推進するため、自転車の日常活用による健康増進と環境負荷の低減、サイクルツーリズムの推進による観光産業の振興を図っていきます。



（ 今治市中心市街地の将来イメージ ）

（2）計画の見直し等

本計画で準拠した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、今後得られる技術的な知見や法制度の改正等を踏まえ順次改定される予定であることから、ネットワーク路線の完成形態など本計画についても、適宜必要な見直しを行うとともに、ネットワーク路線以外の路線についても、改築等に際しては、本計画の趣旨を踏まえ自転車通行空間の創出に配慮していきます。